

庁舎内広告掲載仕様書

1 掲出可能な広告スペース

管財課が管理する本庁舎別館のうち、下記について、広告を募集するものとします。

区画	場 所	寸法(mm)/1区画 高さ×幅 ※下記寸法範囲内 への掲出とする	広告料月額 (円)	備 考
A	別館1階東側通路(南側)	1,100×1,800	契約済(令和6年3月まで)	
B	〃 (北側)	〃	契約済(令和6年3月まで)	
C	別館2階東側通路(南側)	〃	契約済(令和6年3月まで)	
D	〃 (北側)	〃	契約済(令和6年3月まで)	
E	別館2階 本館への渡り廊下前	〃	契約済(令和6年3月まで)	
F	別館1階西側通路(南側)	〃	4,400	広告主募集中
G	〃 (北側)	〃	契約済(令和6年3月まで)	
H	別館2階西側通路(南側)	〃	3,520	広告主募集中
I	〃 (北側)	〃	3,520	広告主募集中

※別紙募集区画位置図参照

2 広告スペースの仕様等

1	広告面積範囲内において、B1サイズ(範囲内へ2枚掲出可能)のフレーム(上部2箇所につき具が付いているもの)に入れた広告物を落札者が手配し、管財課が手配する広告スペースへの吊り下げ用金具類に吊り下げて掲出するものとする。
2	やむを得ない理由により、広告スペースの移動が生じた場合は、その指示に従うこと。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、上記1と同様の区分によるものとする。

3 留意事項

広告掲出期間について	広告掲出開始希望月から令和6年3月31日までとなります。
庁舎内広告掲載申込書の提出について	広告掲出開始希望月の前々月末日までに提出してください。
表示について	広告枠上部・下部いずれかの隅に「 広告 」と表示してください。 (縦3cm×横5cm)
掲載が望ましくない業種又は業者、内容	鹿児島市広告掲載等指針、鹿児島市広告掲載等基準、庁舎内広告掲載募集要領の別表による。 ※掲載する広告は、鹿児島市の庁舎としての品位を損なうことなく、社会的に信用度の高い情報でなければならないことから、 <u>業種又は業者、内容については、鹿児島市の庁舎としての品性を妨げず、景観に配慮するものとし、市民感情に悪影響を及ぼす恐れがあるものについては掲載できない場合があります。</u>
その他	鹿児島市広告掲載等指針、鹿児島市広告掲載等基準、庁舎内広告掲載募集要領を遵守してください。